

文化財保護法に係る文化財の取り扱いについて<民間工事>

・工事担当者は、**指定文化財・埋蔵文化財包蔵地確認依頼書(照会書)**を市教育委員会に提出
(市教育委員会社会教育課 文化・スポーツ振興係と協議)

・文化・スポーツ振興係担当職員による現地踏査

※本巢市では、現在市内詳細遺跡分布地図を作成中であるため、対象地について社会教育課埋蔵文化財担当職員が現地踏査を行い確認する。このため回答にまで時間を要する場合があるため、できるだけ早期に相談すること。

市教育委員会より回答

